

中央環境審議会大気・騒音振動部会 小委員会・専門委員会の廃止について

1. 大気・騒音振動部に設置されている小委員会、専門委員会

- ①自動車排出ガス総合対策小委員会
- ②石綿飛散防止小委員会
- ③有害大気汚染物質排出抑制専門委員会
- ④自動車排出ガス専門委員会
- ⑤自動車単体騒音専門委員会
- ⑥微小粒子状物質等専門委員会
- ⑦大気排出基準等専門委員会
- ⑧有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会

2. 廃止する小委員会について

I 自動車排出ガス総合対策小委員会

廃止理由	大気汚染の状況、施策の進捗状況等を踏まえ、NOx・PM法の基本方針及び法の見直しを検討するために、平成22年7月に設置され、平成24年11月までに7回開催し、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申案）」をとりまとめた。その後、基本方針のレビュー等を行い、令和2年9月からは、基本方針の目標の達成状況や施策等の進捗状況について評価・点検し、その結果を踏まえて今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について検討するため、令和4年3月までに6回開催し、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申案）」をとりまとめた。これにより、審議に一区切りがついたため。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省水・大気環境局自動車環境対策課
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	平成22年7月
所掌事務 (設置理由)	自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。

II 石綿飛散防止小委員会

廃止理由	今後の石綿の飛散防止の在り方について、必要な検討を行うために、平成 30 年 9 月に設置され、令和 2 年 1 月までに 8 回開催し、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申案）」をとりまとめた。これにより審議に一区切りがつき、以降の開催実績なし。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省水・大気環境局大気環境課
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第 8 条
設置年月	平成 30 年 9 月
所掌事務 (設置理由)	大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止に関する事項を審議する。

III 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会

廃止理由	有害大気汚染物質の自主管理を進めていくにあたって専門的な議論を行い、効果的な排出抑制対策等について必要な検討を行うために、平成 13 年 3 月に設置され、平成 25 年 6 月までに 14 回開催してきたが、以降の開催実績なし。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省水・大気環境局大気環境課
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第 9 条
設置年月	平成 13 年 3 月
所掌事務 (設置理由)	有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。